

## 海外出張報告書

出張目的： IASB会議（2014年7月）傍聴  
日 時： 2014年7月22日（火）～7月24日（木）  
場 所： ロンドン IASB本部  
出張者： 企業会計基準委員会 専門研究員 阿部 建太郎

## IASB 会議（2014年7月）傍聴報告

日時：2014年7月22日（火）～7月24日（木）

（7月23日（水）のリースのセッションのみ FASB との合同会議。それ以外のセッションは IASB 単独の会議。）

スケジュール：付録を参照

場所：ロンドン IASB 本部

IASB は、2014年7月22日から24日に英国ロンドンの IASB の事務所で公開の会議を開催した。議論されたトピックは以下のとおりであった。

- 開示に関する取組み
- 保険契約
- 「IFRS の年次改善 2012-2014 年サイクル」（アジェンダ・ペーパー12A）
- 「IFRS の年次改善 2014-2016 年サイクル」（アジェンダ・ペーパー12B）
- IFRS 解釈指針委員会からの案件（アジェンダ・ペーパー12C）
- 概念フレームワーク
- リース
- 調査研究プログラム
- 料金規制対象活動

### 【7月22日（火）】

#### ■ 開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）

IASB は7月22日に会合し、開示に関する取組みについての議論を継続した。特に、IASB は、協議グループを設置すべきかどうか、IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正（財務活動から生じる負債の変動に関する開示を含む）、開示原則プロジェクト及び財務諸表の表示を議論した。

#### 開示に関する取組み——全体

##### *協議グループの設置（アジェンダ・ペーパー11A）*

IASB は、開示に関する取組みのための協議グループを設置しないことを決定した。開示に関する取組みの中のトピックは一般的な性質のものであり、特定の技術的な会計トピックを扱うものではないからである。IASB は、IASB の既存の協議グループも含めて、広範囲の関係者との協議を続ける。

IASB メンバー全員が賛成した。

## IAS 第7号の修正

IASBは、財務活動に係る負債の調整表と、現金及び現金同等物に対する制限に関する開示を議論した。

### 財務活動に関する負債の調整表——フィードバックの要約（アジェンダ・ペーパー11B）

IASBは、財務活動に係る負債の調整表を要求する提案に含める予定の設例に関して寄せられたフィードバックを検討した。IASBは、IFRSタクソノミの更新案に含めるべき要素は、IAS第7号の修正案の文言（設例を含む）に含まれる項目についてのみとすることを暫定的に決定した。

11名のIASBメンバーがこのアプローチを支持した。

### 現金及び現金同等物に対する制限に関する開示（アジェンダ・ペーパー11C）

IASBはスタッフに、現金及び現金同等物に関する開示を短期的に改善することが可能かどうか、あるいは、当該トピックを開示原則の調査研究プロジェクトの一部として扱うべきかどうかを識別するために、追加的なアウトリーチを実施するよう依頼した。

### デュー・プロセスの要約（アジェンダ・ペーパー11D）

IASBは、現金及び現金同等物に関する開示の短期的な改善の可能性をさらに検討するまで、このペーパーの議論を延期した。

### 次のステップ

IASBは2014年9月の会議で議論を継続し、現金及び現金同等物に関する開示の短期的な改善の可能性を検討する。

## 開示原則

### 相互参照（アジェンダ・ペーパー11E）

IASBはスタッフに、財務諸表に開示を織り込むための相互参照の使用に関する追加的なガイダンスを、一般原則を形成するために開発できるかどうかを検討するよう依頼した。具体的には、IASBは、スタッフに、相互参照の使用を、経営者による説明で開示される情報と、開示の個別的な性質及び規模が相互参照の使用を正当化する状況とに限定することを検討するよう依頼した。

IASBは、相互参照の使用の議論は、IAS第1号の狭い範囲の修正ではなく、開示原則のディスカッション・ペーパーの中で行うことに留意した。

### 次のステップ

今後の会議で、IASBは、相互参照によって開示を財務諸表に織り込むための改訂後の原則はIFRSをまたがって適用可能とすべきかどうか、それとも、特定の基準において相互参照が適用可能かどうかをIASBが決定するためにだけ使用すべきかどうかを検討する。

## 財務諸表の表示

### 調査研究プログラム——財務諸表の表示（アジェンダ・ペーパー11F）

IASBは、「業績報告」に関する調査研究プログラムをプロジェクトに追加することを暫定的に決定した。

8名のIASBメンバーが提案を支持した。

### 次のステップ

スタッフは、「業績報告」プロジェクトを開発するためのより詳細な計画を策定する。特に重点を置くのは、当該プロジェクトが、開示に関する取組み、「概念フレームワーク」プロジェクト及び以前の財務諸表表示プロジェクト（2010年に中断）とどのように関係するのかの記述である。

## ■ 保険契約（アジェンダ・ペーパー2）

IASBは2014年7月22日に会合し、保険契約に関する議論を継続した。特に、IASBは、有配当契約についての純損益における金利費用を決定するための第2のアプローチ、契約上のサービス・マージンの利息の発生計上及び契約上のサービス・マージンと相殺するキャッシュ・フローの現在価値の計算のために使用する利率、割引率の変動の影響の表示に関する会計方針の変更の制限を検討した。

### （IASBの教育セッション）

#### 有配当性のある契約についてのOCIの仕組み（アジェンダ・ペーパー2A）

スタッフはIASBに、有配当性のある保険契約について、割引率の変動の影響をその他の包括利益（OCI）に表示することを企業に許容又は要求すべきかどうかを検討するよう求める予定である。IASBはスタッフに、次のようなアプローチを検討するように指示した。

- a. 純損益における金利費用の表示についての割引率は、投資リターンの見積りの変更があり、それが保険契約者に支払う金額（すなわち、基礎となる項目に対するリターンに対応して変動するキャッシュ・フロー）の変動を生じる場合には、契約の中のすべてのキャッシュ・フローについて改定すべきである。このアプローチは、基礎となる項目に対応して変動するキャッシュ・フローが、契約期間にわたって保険契約者への給付全体の中での相当な部分である場合に適用する。すべてのキャッシュ・フローについての割引率の改定は、純損益における金利費用の表示に関する2013年公開草案「保険契約」（2013年ED）での提案（キャッシュ・フローを分解し、適切な割引率をそれぞれのキャッシュ・フローに適用することを企業に要求するとしていた）を置き換えることになる。
- b. 純損益における金利費用の表示のために使用する割引率は、実効金利法と類似したアプローチを用いて決定すべきである。この方法は、イールド・カーブをロックインするという2013年EDの提案を置き換えることになる。

(a)及び(b)におけるアプローチは、簿価利回りアプローチと一緒に検討されることになる。このアプローチは、有配当性のあるすべての契約に適用するか、又は、簿価利回りアプローチを設ける場合には、簿価利回りアプローチを適用するための所定の要件を満たさない契約に適用することが考えられる。

何も決定事項はなかった。

### **（IASB の意思決定セッション）**

*契約上のサービス・マージンの利息の発生計上及び契約上のサービス・マージンと相殺するキャッシュ・フローの現在価値の計算に使用する利率（アジェンダ・ペーパー2B）*

IASB は、有配当性のない契約について、契約上のサービス・マージンの利息の発生計上及び契約上のサービス・マージンと相殺する期待キャッシュ・フローの現在価値の変動の算定に、企業は契約の開始時にロックインした利率を使用すべきであるという 2013 年 ED の提案を暫定的に確認した。

10 名の IASB メンバーがこの決定に賛成し、4 名の IASB メンバーが反対した。

*会計方針の変更（アジェンダ・ペーパー2C）*

IASB は、企業は割引率の変動の影響の表示に関する会計方針の変更に IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求事項を適用すべきであると暫定的に決定した。

10 名の IASB メンバーがこの決定に賛成し、2 名の IASB メンバーが反対した。2 名の IASB メンバーは欠席した。

### **次のステップ**

IASB は、保険契約プロジェクトに関する再審議を 2014 年 9 月の会議で継続する。

## **【7月23日（水）】**

**（概念フレームは翌7月24日も議論）**

### **■ IFRS 解釈指針委員会からの案件**

#### **「IFRS の年次改善 2012-2014 年サイクル」（アジェンダ・ペーパー12A）**

7月23日に、IASB は、これまで実施したデュー・プロセスのステップをレビューし、「IFRS の年次改善 2012-2014 年サイクル」の一部として含めた 5 つの修正案の最終確定のための書面投票プロセスをスタッフが開始すべきかどうか決定するために会合した。これらの修正は次のとおりである。

a. IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」——処分方法の変更

- b. IFRS 第7号「金融商品：開示」——サービシング契約
- c. IFRS 第7号「金融商品：開示」——IFRS 第7号の修正の要約期中財務諸表への適用可能性
- d. IAS 第19号「従業員給付」——割引率：地域的市場の論点
- e. IAS 第34号「期中財務報告」——「期中財務報告書の他の部分」における情報の開示

IASBメンバー全員が、次の事項を確認した。

- a. IASBがこれまでに本プロジェクトに関して必要なデュー・プロセスのステップのすべてを完了していると納得している。
- b. 発効日は2016年1月1日とすることに同意する。
- c. 「IFRSの年次改善 2012–2014年サイクル」の公表に反対する意向はない。  
このため、修正の書面投票プロセスを開始するようスタッフに指示した。

#### 次のステップ

IASBは「IFRSの年次改善 2012–2014年サイクル」を2014年の第3四半期に最終確定する予定である。

### 「IFRSの年次改善 2014–2016年サイクル」（アジェンダ・ペーパー12B）

7月23日に、IASBは次のことを決定した。

- a. 「IFRSの年次改善 2013–2015年サイクル」を中止する。そうしないと内容がIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」からのいくつかの短期の免除を削除する修正案だけとなるからである。この修正案は2013年12月に承認済みである。
- b. 新しいサイクルを開始する（すなわち、「IFRSの年次改善 2014–2016年サイクル」）。
- c. IFRS第1号の修正案を引き継いで、「IFRSの年次改善 2014–2016年サイクル」に含める。

IASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

#### 次のステップ

IASBは「IFRSの年次改善 2014–2016年サイクル」の公開草案を2015年に公表する予定である。

### IFRS 解釈指針委員会からの案件（アジェンダ・ペーパー12C）

#### 建物の物理的特徴を欠くように見える構築物の会計処理

IASBは、解釈指針委員会が過去に議論した論点を検討した。その論点は、通信塔など、建物の物理的特徴が欠けている構築物について、その塔の空間を賃料稼得のためにテナントに貸与している場合に、企業は当該構築物を会計処理するためにIAS第40号「投資不動産」を適用すべきなのかどうかというものであった。

解釈指針委員会は、このような塔が「建物」の要件を満たすかどうかを疑問視した。壁、床、屋根など、建物に通常は付随する要素を欠いているからである。しかし、解釈指針委員会は、通信塔などの構築物も含めるために IAS 第 40 号の範囲を拡大することにおおむね支持を表明したが、この疑問は、ガス貯蔵タンク、広告板など、他の構築物についても生じる可能性があることを懸念した。

IASB は、スタッフに、IASB が進め方を決定するのに役立つように、この論点（特に、範囲）に関する予備的な調査研究を実施するよう指示した。

IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

### 次のステップ

IASB は、予備的な調査研究の結果を今後の会議で議論する。

## ■ 概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10）

### （7月23日（水）審議分）

7月23日に、IASB は、測定に関する議論を開始した。特に、IASB は、測定の目的と、測定及び測定区分に対する質的特性の影響を議論した。

### 測定——目的及び質的特性の影響（アジェンダ・ペーパー10J）

IASB は、測定の目的を議論し、公開草案は次のようにすべきであると暫定的に決定した。

- a. 別個の測定の目的を定義しない。
- b. 測定が財務報告の全体的な目的にどのように寄与するのかを次のように記述する：

「測定は、企業の資源、企業に対する請求権、並びに、当該資源及び請求権の変動に関する情報を貨幣的に定量化するプロセスである。こうした情報は、利用者が将来キャッシュ・フローについての企業の見通しを評価し、企業の資源に対する経営者の受託責任を評価するのに役立つ。」

14名の IASB メンバーがこれらの決定に賛成した。

また、IASB は、測定についての有用な財務情報の質的特性の含意を議論し、公開草案は次のようにすべきであると暫定的に決定した。

- a. IASB が測定基礎を選択する際には、財政状態計算書と純損益及びその他の包括利益（OCI）の計算書の双方でもたらされる情報の性質及び目的適合性を考慮すべきである旨を記載する。14名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。
- b. 次の事項を記載する。
  - i. ある項目の測定に関する不確実性の水準は、測定基礎を選択する際に考慮すべき要因の一つである。
  - ii. ある測定が測定の不確実性が高い場合、その事実は、それ自体では、測定が目的適合性のある情報を提供しないことを意味するものではない。

12名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。

- c. ある項目の測定に関する測定の不確実性の水準を記述する際に「信頼性」という用語を明示的には使用しない。13名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。
- d. ディスカッション・ペーパーに含まれていた忠実な表現の議論を維持する。10名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。
- e. 測定のセクションで、忠実な表現はそれだけでは必ずしも有用な情報をもたらさない旨を論じる。その表現が提供する情報も目的適合性のあるものでなければならない。14名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。
- f. 新たな又は異なる測定基礎を導入する便益が、コストや複雑性の増加を上回る必要性を説明する。これはディスカッション・ペーパーでの記載（測定基礎の数は、目的適合性のある情報を提供するために必要な最小限の数とすべきである）を置き換えることになる。

9名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。

- g. ディスカッション・ペーパーに含まれていた測定基礎の必要な変更及び不必要な変更の議論を維持する。14名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。
- h. ディスカッション・ペーパーに含まれていたその他の補強的な質的特性の議論を維持する。

14名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。

- i. 測定のセクションで、コストと便益の制約はIASBが測定を選択する際に考慮すべき諸要因の一つである旨を明示する。9名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。

#### 測定——測定区分（アジェンダ・ペーパー10K）

IASBは、公開草案のための測定基礎の記述及び議論の初期的なワーキング・ドラフトを議論した。IASBは、スタッフに、次のようなペーパーを今後の会議で提示するよう指示した。

- a. 測定基礎を少数の区分にグループ分けする（例えば、過去の測定及び現在の測定）
- b. 記述する測定基礎の数を削減する（例えば、類似の測定基礎の結合、又はほとんど使用されない測定基礎の記述の削除によって）

#### （7月24日（木）審議分）

7月24日に、IASBは「概念フレームワーク」に関する再審議を継続した。IASBは次の事項を議論した。

- ・ 測定（前日からの継続）
- ・ 純損益及びその他の包括利益
- ・ 負債の定義に関する追加的なガイダンス
- ・ 支配
- ・ 認識の中止



- ・ キャッシュ・フロー計算書及び持分変動計算書についての構成要素
- ・ 事業モデル
- ・ 表示及び開示
- ・ 移行及び発効日

*キャッシュ・フロー・ベースの測定（アジェンダ・ペーパー10L）*

IASBは、キャッシュ・フロー・ベースの測定技法の目的は、通常、「概念フレームワーク」に記述される測定基礎のいずれかを適用することであると暫定的に決定した。しかし、IASBが特定の基準において、「概念フレームワーク」に記述した測定基礎のいずれでもないものを適用するためにキャッシュ・フロー・ベースの測定技法を使用することを決定する場合には、当該基準の結論の根拠でその理由を説明すべきである。

12名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。

また、IASBは、公開草案には次の事項に関する追加的なガイダンスを含めるべきであると暫定的に決定した。

- a. 不確実なキャッシュ・フローに対処するための異なるアプローチ
- b. 割引率の使用。このガイダンスは、特に、企業がある項目をキャッシュ・フロー・ベースの測定技法を用いて測定し、貨幣の時間価値の影響が当該項目に関するキャッシュ・フローにとって重大なものである場合には、企業は貨幣の時間価値を反映するためにキャッシュ・フローを割引くべきである旨を記載することになる。
- c. どのような場合に負債の測定に報告企業の自己の信用度の影響を含めるべきなのかを決定する方法

13名のIASBメンバーがこれらの決定に賛成した。

*純損益及びその他の包括利益（OCI）——提案したアプローチの明確化（アジェンダ・ペーパー10B）*

IASBは、なぜ純損益が当該期間の企業の業績に関する主要な情報源なのかを議論した。IASBは、次の公開草案は次のようにすべきであると暫定的に決定した。

- a. 収益及び費用の項目を純損益に含めることについての推定は、資産及び負債について原価ベースの測定値を使用する際に生じる収益及び費用の項目については反証できないと提案する。
- b. 収益及び費用の項目を純損益に含めることについての推定が反証できるのは、資産及び負債の現在測定値の変動についてだけであり、かつ、当該変動（又は当該変動の内訳項目）をOCIに含めることが当期中の企業の業績に関する主要な情報源としての純損益の目的適合性を高める場合だけであると提案する。
- c. 資産及び負債の現在測定値の変動（又は当該変動の内訳項目）から生じる収益及び費用の項目をOCIに含めることは、表示及び開示に関する分類、集約及び分解の原則（ア

ジェンダ・ペーパー10Fで議論)の適用であり、これは財務情報の効果的なコミュニケーションを提供し当該情報の理解可能性を高めるように設計されている旨を強調する。

9名のIASBメンバーがこれらの決定に賛成した。

#### 表示及び開示——範囲及び内容（アジェンダ・ペーパー10F）

IASBは、公開草案は次のようにすべきであると暫定的に決定した。

- a. ディスカッション・ペーパーで提案していた「基本財務諸表」という考え方を導入しない。

12名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。

- b. 財務諸表の目的は、財務諸表利用者が企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価し、企業の資源に対する経営者の受託責任を評価するのに役立つ、企業の資産、負債、持分、収益及び費用に関する情報を提供することであると記載する。その結果、財務諸表は、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに関する情報を提供する。

9名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。1名のIASBメンバーは欠席した。

- c. IASBが通常は基準設定の際に要求することを検討するであろう開示を議論する（ただし、さまざまな種類の開示の例を提供すべきではない）。

13名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。

- d. ディスカッション・ペーパーで提案したリスクの開示及び将来予測的情報の議論を維持する。特に、
- i. IASBは通常、企業の資産及び負債から生じるリスクの性質及び程度に関する開示を要求することを検討する。
  - ii. IASBは、将来予測的情報を財務諸表注記に含めることを要求すべきなのは、報告期間末又は報告期間中に存在していた資産及び負債に関して目的適合性のある情報を当該情報が提供する場合だけである。

13名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。

- e. ディスカッション・ペーパーで提案した分類及び集約、相殺及び比較情報に関するガイダンスを維持する。特に、

- i. 理解可能な情報を表示するために、企業は、認識した構成要素に関する情報の分類、集約、分解を、情報の特性の類似点を反映する方法で行うべきである。
- ii. 性質が類似しない項目を相殺することは、一般的に、最も有用な情報を提供しない。
- iii. 比較情報は、企業の当期に係る財務諸表の不可欠の一部である。当該情報は関連性のある趨勢情報を提供するからである。

14名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。

その他の構成要素（アジェンダ・ペーパー10G）

IASBは、「概念フレームワーク」は持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書についての構成要素を定義すべきではないと暫定的に決定した。11名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。したがって、構成要素は引き続き、資産、負債、持分、収益及び費用だけとなる。

資産の定義：支配（アジェンダ・ペーパー10D）

IASBは、次の事項を暫定的に決定した。

- a. 支配に関する要求を、資産の定義から資産の認識規準に移すことはしない。
- b. 資産の定義は引き続き、経済的資源を企業が「支配している」ことを要求すべきである。この定義を、代わりに（又は、さらに）資源の所有の重要なリスクと経済価値に対するエクスポージャー又は権利を企業が有していることを要求するように変更すべきではない。
- c. 補足的なガイダンスは、所有の重要なリスクと経済価値に対するエクスポージャーを支配の指標として識別すべきである（ただし、これは全体的評価において考慮すべき一要因にすぎない旨を説明する）。
- d. 支配に関する用語をIFRS第10号「連結財務諸表」の用語と整合させるべきである。「所有に関するリスクと経済価値」という用語を使用せずに、「概念フレームワーク」は、当該用語の意味を説明する文言（すなわち、「便益の変動に対するエクスポージャー又は権利」）を使用すべきである。
- e. 「概念フレームワーク」は、企業が経済的資源の使用を指図し、当該資源から生じる経済的便益を獲得する現在の能力を有している場合には、企業は経済的資源を支配している旨を記載すべきである。

14名のIASBメンバーがこれらの決定に賛成した。

さらに、IASBは、「概念フレームワーク」は、ディスカッション・ペーパーの3.26項から3.32項で提案したガイダンスに基づいて、支配の意味に関する補足的なガイダンスを含めるべきであると暫定的に決定した。ただし、

- a. 支配の構成要素の1つは、他者が経済的資源の使用を指図すること及び経済的資源から便益を獲得することを妨げる能力であるという明確化を追加する。
- b. ディスカッション・ペーパーに含めていた設例のいくつかを削除する。

14名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。

負債の定義——現在の義務（アジェンダ・ペーパー10C）

IASBは、次の両方に該当する場合には、企業は過去の事象の結果として経済的資源を移転する現在の義務を有していると暫定的に決定した。

- a. 企業が、当該移転を回避する実質上の能力を有していない。

- b. 移転の金額が、企業が過去に受け取った便益又は行った活動を参照して決定されている。

14名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。

IASBは、自らが開発又は修正する特定の基準の範囲に含まれる取引にとって「実質上の能力を有していない」が何を意味するのかの検討が必要となることに留意した。しかし、企業が移転を行うことを意図しているか又は当該移転の可能性が高いという事実は、企業が移転を回避する実質上の能力を有していないと結論を下すのに十分ではない旨を「概念フレームワーク」で明確にすべきである。IASBは、「概念フレームワーク」には次の一般的なガイダンスを含めるべきであると暫定的に決定した。

- a. 大半の義務は、契約、法律又は何か他の法律の運用から生じる。法的な強制力がない場合に、企業の慣行、公表した方針又は具体的な声明が、企業が他の当事者に（又は他の当事者のために）資源を移転するであろうという他の関係者の妥当な期待を創出するのであれば、企業は経済的資源の移転を回避する実質上の能力を有していない。こうした状況では、企業は、資源を移転する推定的義務を有している。
- b. 状況によっては、企業は、特定の活動の実施や契約の中の特定のオプションの行使など、将来に特定の行動を行う場合に経済的資源を移転することを要求される場合がある。こうした状況において、移転を必要とする特定の行動を回避する実質上の能力を企業が有しておらず、他方の要件にも該当している（移転の金額が、企業が過去に受け取った便益又は行った活動を参照して決定されている）場合には、企業は現在の義務を有している。
- c. 企業が特定の行動を回避する実質上の能力を有していない状況には、移転を回避するすべての行動が、重大な事業上の混乱を生じるか又は移転自体よりも著しく不利な経済的帰結を有する状況が含まれる。
- d. 継続企業の前提で財務諸表を作成する企業は、企業の清算又は営業停止によってしか回避できない移転を回避する実質上の能力を有していない。

14名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。

さらに、IASBは、資産の識別における制限された裁量の役割に関するガイダンスは、「概念フレームワーク」においては必要ないと暫定的に決定した。

14名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。

#### 認識の中止（アジェンダ・ペーパー10E）

IASBは、「概念フレームワーク」は、利用可能なアプローチを記述し、基準レベルで次の事項を決定する際に、どのような要因を考慮すべきなのかを論じるべきであると暫定的に決定した。

- a. 企業がある資産又は負債の構成部分だけを保持する取引から生じる変化を、次のいずれかによって最も適切に描写する方法。
  - i. 全面的な認識の中止——すなわち、当初の資産（又は負債）全体の認識の中止を行い、保持する権利（又は義務）を新たな資産（又は負債）として認識する。

- ii. 部分的な認識の中止——すなわち、当初の資産（又は負債）のうち保持する構成部分の認識を継続し、保持しない構成部分の認識の中止を行う。
  - iii. 認識の継続——すなわち、当初の資産（又は負債）の認識を継続し、移転に対する受取額又は支払額を受け取った借入金（又は付与した貸付金）として処理する。
- b. 契約の条件変更の会計処理方法
- 14名のIASBメンバーがこれらの決定に賛成した。

#### 事業モデル（アジェンダ・ペーパー10H）

IASBは、公開草案は、企業の事業活動の性質がどのように基準設定に影響を与えるのかに関して単一の包括的な記述を設けるべきではないと暫定的に決定した。むしろ、IASBは、影響を受ける各領域について、企業の事業活動の検討が基準設定にどのように影響を与えるのかを記述すべきである。また、IASBは、企業の事業活動の性質が、測定、会計単位、純損益とOCIとの区別、表示及び開示に影響を与える可能性が高いことも示した。「概念フレームワーク」で扱っている他の領域に影響を与える可能性は低い。

14名のIASBメンバーがこれらの決定に賛成した。

#### 移行及び発効日（アジェンダ・ペーパー10I）

IASBは、次の事項を暫定的に決定した。

- a. IASBとIFRS解釈指針委員会は、改訂「概念フレームワーク」を公表後に直ちに適用すべきである。
- b. 具体的に当てはまるIFRSがない取引、他の事象又は状況についての会計方針を開発し適用するために「概念フレームワーク」を使用する企業のために、少なくとも約18か月の移行期間を設けるべきである。早期適用を認めるべきである。
- c. 移行に関する追加的なガイダンスを改訂「概念フレームワーク」において設けるべきではない。したがって、企業は、改訂「概念フレームワーク」の適用により生じる会計方針の変更に、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の定めを適用することが要求されることになる。

14名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。

#### 次のステップ

9月の会議でIASBは次の内容を議論する予定である。

- ・ 資本と持分の区別
- ・ 測定の残りの諸側面
- ・ 長期投資の含意
- ・ 第1章及び第3章の考え得る修正
- ・ 結果的修正

### リース（アジェンダ・ペーパー3）

FASBとIASB（両審議会）は、2013年5月の公開草案「リース」における提案の再審議を継続した。具体的には、以下のトピックを議論した。

1. セール・アンド・リースバック取引（アジェンダ・ペーパー3A/FASB Memo 290）
2. 貸手の開示要求（アジェンダ・ペーパー3B/FASB Memo 291）

#### セール・アンド・リースバック取引（アジェンダ・ペーパー3A/FASB Memo 290）

##### 売却が生じたのかどうかの判定

両審議会は、セール・アンド・リースバック取引の文脈において売却が生じるためには、当該売却が最近公表した収益認識基準における売却に関する要求事項を満たしていなければならないという2013年公開草案のガイダンスを維持することを暫定的に決定した。両審議会は、リースバックの存在は、単独では、売手兼借手が買手兼貸手に原資産を売却したと判断することを妨げないことを再確認した。FASBメンバー全員とIASBメンバー全員が賛成した。

FASBは、売手兼借手の観点から評価してリースバックがタイプAのリースであると売手兼借手が判断する場合には、売却は生じていないと暫定的に決定した。FASBメンバー全員が賛成した。

FASBは、(i) 売却の判定に関する追加的な適用指針を最終のリース基準に含めるべきかどうか、及び(ii) セール・アンド・リースバック取引に関する買戻しオプション（特に、公正価値で行使可能なコール・オプション）の影響をさらに評価することを暫定的に決定した。

IASBは、売却の判定に関する追加的な適用指針を最終のリース基準には含めないことを暫定的に決定した。しかし、IASBは、売手兼借手が原資産に関して実質的な買戻しオプションを有している場合には、売却は生じていないことを明確にした。12名のIASBメンバーが賛成した。

##### 売却／購入の会計処理

両審議会は、買手兼貸手は、原資産の購入を非金融資産の他の購入（すなわち、リースバックが存在しない）に適用されるガイダンスと整合的に会計処理すべきであるという2013年公開草案のガイダンスを維持することを暫定的に決定した。FASBメンバー全員とIASBメンバー全員が賛成した。

両審議会は、売手兼借手は、セール・アンド・リースバック取引において完了した売却に係る損失を他の類似の売却に適用されるガイダンスと整合的に会計処理すべきであるという2013年公開草案のガイダンスを維持することを暫定的に決定した。FASBメンバー全員とIASBメンバー全員が賛成した。

FASBは、売手兼借手はセール・アンド・リースバック取引において完了した売却に係る利得を、他の類似の売却に適用されるガイダンスと整合的に会計処理すべきであるという2013年公開草案のガイダンスを維持することを暫定的に決定した。FASBメンバー全員が賛成した。

IASBは、セール・アンド・リースバック取引において完了した売却に関して売手兼借手が認識する利得は、リースバックの終了時における原資産に対する残存持分に係る利得の金額に制限すべきであると暫定的に決定した。IASBメンバー全員が賛成した。

#### リースバックの会計処理

両審議会は、売却が完了している場合には、売手兼借手と買手兼貸手はリースバックを他のリースと同じ方法で会計処理すべきであるという2013年公開草案のガイダンスを維持することを暫定的に決定した。FASBメンバー全員とIASBメンバー全員が賛成した。

#### 「市場と異なる」条件の会計処理

両審議会は、企業は潜在的な「市場と異なる」条件の修正を、(a) 原資産の売却価格と公正価値との差額、又は (b) 契約上のリース料総額の現在価値と公正市場価値であるリース料総額の現在価値との差額のうち、いずれか容易に算定可能な方に基づいて決定すべきであると暫定的に決定した。

「市場と異なる」条件で締結されたセール・アンド・リースバック取引について、両審議会は、企業は次のように会計処理すべきであると暫定的に決定した。

- a. 不足額は、賃料の前払いと同じ方法で
- b. 超過額は、買手兼貸手が売手兼借手に提供する追加的な融資として

FASBメンバー全員とIASBメンバー全員が賛成した。

#### 売却が生じていないセール・アンド・リースバック取引の会計処理

FASBは、「売却が生じていない」セール・アンド・リースバック取引に適用すべき会計処理に関する追加の分析の実施を暫定的に決定した。

IASBは、売手兼借手と買手兼貸手の双方とも「売却が生じていない」セール・アンド・リースバック取引を金融取引として会計処理するという2013年公開草案で提案したガイダンスを維持することを暫定的に決定した。IASBメンバー全員が賛成した。

#### 貸手の開示要求（アジェンダ・ペーパー3B/FASB Memo 291）

両審議会は、貸手に次の開示を要求すべきであると暫定的に決定した。

- a. リースの性質に関する情報、及びリースの要求事項を適用する際に行った重要な仮定及び判断に関する情報
- b. 報告期間中のリース収益の表
- c. リース資産の残存価額に関するリスクを貸手がどのように管理しているのかに関する情報

FASBメンバー全員と12名のIASBメンバーが賛成した。

両審議会は、貸手がタイプBのリースの対象となる資産を有形固定資産の種類（IFRS）又は償却資産の主要な種類（US GAAP）として扱い、原資産の重要な種類ごとにさらに区別すべきであると暫定的に決定した。したがって、貸手は、タイプBの対象となる資産について所要の有形固定資産の開示を、貸手が保有し使用する所有資産とは区別して提供すべきである。

FASB メンバー全員と 12 名の IASB メンバーが賛成した。

両審議会は、貸手に次の開示を要求すべきであることも暫定的に決定した。

- a. タイプ A のリースについて、報告日後の最初の 5 年間の各年度に係る貸手のリース債権を構成する割引前キャッシュ・フローの満期分析及びその後の残りの年度に係る金額の合計。貸手は、満期分析を、貸借対照表で区分表示するか又は注記で別個に開示するリース債権の残高と調整すべきである。
- b. タイプ B のリースについて、報告日後の最初の 5 年間の各年度に受け取る予定の割引前の将来のリース料の満期分析及びその後の残りの年度に係る金額の合計。

5 名の FASB メンバーと 8 名の IASB メンバーが賛成した。

FASB は、貸手に、報告期間中のリース債権以外のタイプ A のリースに対する正味投資の内訳の重要な変動の説明を提供することを要求すべきであると暫定的に決定した。FASB は、タイプ A のリース債権に関する開示の検討を、金融商品（信用減損）の会計処理に関するプロジェクトで開示を議論する際に行う。FASB メンバー全員が賛成した。

IASB は、貸手に、報告期間中のタイプ A のリースに対する正味投資の重要な変動の定性的説明及び定量的説明を提供することを要求すべきであると暫定的に決定した。IASB メンバー全員が賛成した。

### 次のステップ

両審議会は、将来のボード会議で再審議を継続する。

## ■ 調査研究プロジェクト（アジェンダ・ペーパー8）

スタッフは、IASB が調査研究プログラムに関するプロジェクトの優先順位をどのように付けるべきかについて、要望、潜在的な影響及び適時性を主要な決定要因、資源の考慮を制約として用いた評価を提示した。IASB メンバーは、このアプローチと提案におおむね賛成したが、一部の IASB メンバーは、調査研究プログラムは野心的すぎるかもしれないと懸念した。

スタッフは、プロジェクト・ページを更新し、各プロジェクトについて検討対象となる主要な論点及び生じそうな次のマイルストーンを示す予定である。また、ウェブサイトの調査研究プログラムの紹介セクションに、プロジェクトの優先順位に関するセクションを追加する。

スタッフは、調査研究プログラム全体での進展に関して審議会に定期的にアップデートする。



**【7月24日（木）】**

■ **料金規制対象活動：調査研究プロジェクト（アジェンダ・ペーパー9）**

デュー・プロセス及び書面投票の許可

IASBは、ディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」の公表準備にあたりこれまでに実施したデュー・プロセスのステップをレビューした。

13名のIASBメンバーが、IASBがこれまでに必要なデュー・プロセスのステップのすべてを完了していると納得している旨を確認した。したがって、書面投票プロセスを開始するようスタッフに指示した。

さらに、IASBは、ディスカッション・ペーパーに120日のコメント期間を設けるべきであると暫定的に決定した。IASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

**次のステップ**

スタッフは、修正案の書面投票プロセスを開始する。IASBは、ディスカッション・ペーパーを2014年の9月に公表する予定である。

以上

付録 スケジュール

**7月22日（火）：すべてIASB単独の審議**

時間	アジェンダ項目
10：30-11：40	開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11A～11D）
11：40-11：55	休憩
11：55-13：05	開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11E～11F）
13：05-14：00	昼食
14：00-15：10	保険契約（一部教育セッション）

**7月23日（水）：リースのみFASBとの合同会議、リース以外はIASB単独の審議**

時間	アジェンダ項目
09：00-09：30	IFRS 解釈指針委員会からの案件（アジェンダ・ペーパー12A～12C）
09：30-09：35	休憩
09：35-11：55	概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10、10J、10K）
11：55-13：00	昼食
13：00-15：40	リース（アジェンダ・ペーパー3A）
15：40-15：50	休憩
15：50-16：50	リース（アジェンダ・ペーパー3B）
16：50-17：00	休憩
17：00-17：40	調査研究プログラム（アジェンダ・ペーパー8）

**7月24日（木）：すべてIASB単独の審議**

時間	アジェンダ項目
09：00-11：10	概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10L、10B）
11：10-11：25	休憩
11：25-12：40	概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10F、10G、10D）
12：40-13：30	昼食
13：30-15：05	概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10C、10E、10H、10I）
15：05-15：10	料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）